

社団法人 日本理学療法士協会

## 京 都 府 理 学 療 法 士 会

諸 規 定 綴 り

# 京都府理学療法士会規約

## 第1章 総 則

- (名 称) 第 1 条 本会は、京都府理学療法士会という。
- (事務所) 第 2 条 本会は、事務所を会長所在地におく。
- (目 的) 第 3 条 本会は、理学療法士の人格、倫理、及び学術技能を研鑽し、理学療法の普及、向上を図るとともに地域保健の発展に寄与することを目的とする。
- (事 業) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
- (1) 理学療法の普及、発達ならびに学問的向上に資する事項。
  - (2) 理学療法を通じて、地域社会福祉の増進に資する事項。
  - (3) 学会、研修会、講習会、研究会等の開催に関する事項。
  - (4) 理学療法士の教育機関に協力し、教育の向上に資する事項。
  - (5) 日本理学療法士協会の行う事業に貢献する事項。
  - (6) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事項。
  - (7) 理学療法士の社会的地位の向上と、会員相互の親睦、福祉に関する事項。
  - (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

## 第2章 会 員

- (資 格) 第 5 条 本会の会員は、次の二種とする。
- (1) 正会員 日本理学療法士協会の会員で、京都府下に勤務先を有する者。
  - (2) 名誉会員 本会に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得た者。
- (入会及び退会) 第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 本会の会員は、退会届けを会長に提出し、退会することができる。
  3. 本会の会員は、次のいずれかに該当するときは退会したものと見なす。
    - (1) 死亡したとき
    - (2) 免許を取り消されたとき
    - (3) 正当な理由をなくして会費を 1 年以上納入しないとき
- (会 費) 第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 第 8 条 本会に特別会費を負担する特別会員を置くことができる。

### 第3章 役員

(種別) 第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 代議員 日本理学療法士協会定款細則定数

2. 会長及び副会長は、理事とする。

(選出) 第10条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事は、総会に於いて会員中より選任する。
- (2) 代議員は、理事会に於いて会員中より選出し総会の承認をうける。

(職責) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代行する。
3. 理事は、会務を執行する。
4. 監事は、会務及び会計を監査する。

(任期) 第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(その他の機関) 第13条 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。

### 第4章 会議

(種別) 第14条 会議は総会と理事会とし、総会は定期総会及び、臨時総会とする。

(構成) 第15条 総会は、正会員によって構成し、理事会は、監事及び代議員を除く理事によって構成する。

(権能) 第16条 総会は、この規約に規定してあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 収支予算の決定
- (4) 収支決算の承認
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項

2. 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、会務の執行に関する事項

(招集) 第17条 会議は、会長が招集する。

(開催) 第18条 定期総会は、毎年一回、開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は、正会員の3分の1以上から請求があったとき、開催する。

3. 理事会は、必要なとき、随時開催する。
- (議 長) 第 19 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から、選出する。
2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- (定足数) 第 20 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。
- (議 決) 第 21 条 会議の議決は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長に決するところによる。
- (議事録) 第 22 条 会議の議事について、議事録を作成しなければならない。

## 第5章 学 会

- (名称及び目的) 第 23 条 本会に京都府理学療法士学会（以下「学会」という）を置く。
2. 学会は、理学療法に関する学術・技術の研究ならびにこれに関する事業を行なう。
- (学会長) 第 24 条 学会に、学会長 1 名を置く。
2. 学会長は、理事会で決定する。
- (学会員) 第 25 条 学会員は、会員をもって構成する。

## 第6章 資産及び会計

- (資産の構成) 第 26 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 会 費
  - (2) 寄付金品
  - (3) 資産から生ずる収入
  - (4) 事業にともなう収入
  - (5) その他の収入
- (資産の管理) 第 27 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。
- (予算決算) 第 28 条 本会の収支予算は、年度開始前に総会の決議を経て定め、収支決算は監査を経て、総会の承認を得なければならない。
2. 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日までは前年度予算を施行する。
  3. 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- (会計年度) 第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第7章 規約の変更

- 第30条 この規約は、総会において会員の 3 分の 2 以上が出席し、出席会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ、変更することができない。

## 第8章 雑 則

(委 任) 第31条 この規約の施行について必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則 この規約は、昭和52年5月8日から施行する。

2. 施行前に、役員の職にあるものは、この規約にかかわらず、制定前の規約第26条の任期をつとめるものとする。
3. 本規約は平成3年3月30日より一部改正により施行する。
4. 本規約は平成13年4月1日より一部改正により施行する。

## 名誉会員・顧問・相談役規定

### I. 目的

規約第4条に掲げる目的に賛同し、本会の円滑な運営を図るとともにその発展に寄与することを目的に名誉会員・顧問・相談役を設ける。

### II. 資格

- 1 規約第5条2項に掲げる規定に基づき名誉会員を定める。
- 2 規約第13条の規定に基づき顧問・相談役を設ける。

### III. 選任基準

#### 1 名誉会員の推薦

- (1) 多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65才以上の会員の中から推薦する。
- (2) 本会の充実と発展のため多大の貢献が認められたものの中から推薦する。

#### 2 顧問の委嘱

本会は、理学療法の領域外の専門的な指導や助言を得て、円滑な組織運営を図るため顧問を委嘱する。

#### 3 相談役の委嘱

本会の事業を推進し、社会的な貢献をはたすため功績の著しい会員の中より委嘱する。

### IV. 任期

- 1 名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、永久に会員の資格を与える。
- 2 顧問・相談役の任期は、規約第12条の役員の任期に準じ再任は妨げない。

### V. 職責

- 1 顧問・相談役は、本会運営に必要な専門分野の指導と助言を与え、日常の士会活動に反映させること。
- 2 顧問・相談役は、会長の諮問に応じ意見を具申する。
- 3 その他

### VI. 待遇

#### 1 名誉会員に対する優待

- (1) 名誉会員に推薦されたものは、入会の手続を要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。
- (2) 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(3) 名誉会員は、本会が主催する学会、研修会、懇親会などすべての行事及び士会  
刊行物などを無料とする。

2 顧問・相談役の報酬

顧問・相談役には、理事会の決定に基づき協議の上、各々顧問料及び相談役手当  
を支給することができる。

VII. 附則

この規定は、平成3年3月31日より施行する。

## 役員選挙規則

1. 役員選挙は、立候補制とする。
2. 公示は、選挙の日の 60 日以前とする。
3. 立候補の締切は、公示の日の 1 ヶ月後とする。
4. 立候補者数が定員に満たない時は、理事会において候補者を推薦する。
5. 立候補者数が定員を超えた時は選挙する。
6. 立候補者数が定員と同数の時は、無投票当選とし、総会において承認する。
7. 選挙管理委員は総会において選出し、委員の数は 3 名とする。
8. 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

註 (1) . 5.の「選挙する」の意は、選挙の結果、多数得票数をもって定める。得票数が同数の場合は、決戦投票を行なう。

- 附則
1. この選挙規則は、昭和 58 年 4 月 16 日より発効する。
  2. この選挙規則は、平成 11 年 4 月 1 日より一部改正する。
  3. この選挙規則は、平成 13 年 4 月 1 日より一部改正する。

## 役員選挙規則（現行）

1. 役員選挙は、立候補制とする。
2. 公示は、選挙の年の 1 月中に行なう。
3. 立候補の締切は、公示の日の 1 ヶ月後とする。
4. 立候補者数が定員を超えた時は選挙する。
5. 立候補者数が定員と同数の時は、信任投票をおこない、総会出席者の過半数以上の得票数をもって定める。
6. 立候補者数が定員に満たない時は、理事会において指名する。
7. 選挙管理委員も総会において選出する。委員の数は 3 名とする。
8. 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

註 (1) . 4.の「選挙する」の意は、選挙の結果、多数得票数をもって定める。得票数が同数の場合は、決戦投票を行なう。

- 附則
1. この選挙規則は、昭和 58 年 4 月 16 日より発効する。
  2. この選挙規則は、平成 11 年 4 月 1 日より一部改正する。

## 慶弔規定

1. 会員の死亡の際は、慶弔金を支給する。
  - (1) 慶弔は弔電のみとし、その対象は会員の二親等の親族とする。
  - (2) 一件あたりの慶弔費は士会の年会費程度の上限（現行 5,000 円）にする。
2. 財源は慶弔基金から生じる利息によってまかなう。  
不足分は一般会計より支出する。
3. 担当は厚生部とする。

- 附則
1. 本規定は昭和 51 年 4 月 25 日より実施する。
  2. 規則は平成 10 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。

## 表彰規則

京都府理学療法士会表彰規則を次のように規定する。

(趣旨) 第1条 士会の表彰については、この規則の定めるところによる。

(会員表彰) 第2条 士会において、士会の活動と理学療法士の向上発展に顕著な功績のあったものを別に定める士会表彰審査会の議を経て理事会で承認し会員表彰する。

(会員表彰の方法) 第3条 会員表彰は表彰状及び副賞を授与して行なう。

### 学術奨励賞

1. 推薦基準 学術奨励賞候補者の推薦は、理学療法分野及びリハビリテーション界においてすぐれた研究と業績をあげ、他の模範となるものを別に定める評価基準により厳選する。
2. 選考方法 士会表彰審査会において推薦し、理事会において承認する。
3. 表彰は表彰状及び記念品を授与して行なう。

### 学会奨励賞

1. 推薦基準 京都府理学療法士学会の発表演題のうち、優れた研究と認められるもの。
2. 選考方法 学会長が候補者を推薦し、士会表彰審査委員会の議を経て理事会で承認する。
3. 表彰は表彰状及び記念品を授与して行なう。

### 士会功労賞

1. 推薦基準 士会功労賞候補者の推薦は、別に定める評価基準により厳選する。
2. 選考方法 士会表彰審査会において推薦し、理事会において承認する。
3. 表彰は表彰状及び記念品を授与して行なう。

### 協会賞、医療功労賞等の候補者推薦について

1. 協会または他団体等から依頼のあった表彰候補者の推薦については、士会表彰審査委員会で選考し、理事会において承認する。

附 その他、記念行事の際に会員の表彰を行うこともできる。

### 表彰審査委員会について

- ア. 表彰審査委員会および審査委員の選任は理事会で会長が指名する。
- イ. 表彰審査委員会には、数人の審査委員を置く。
- ウ. 審査委員の任期は2年とする。

附則 1. この規則は昭和59年3月25日から施行する。

2. 規則は平成11年4月1日から一部改正により施行する。

# 日本理学療法士協会、京都府理学療法士会入会のご案内

当協会、京都府士会では理学療法の社会的確立、学術向上を目指して活動致しております。

入会方法は、入会申し込み用紙の表（本部用）に所定の事項を書き込んで下さい。  
（複写の三枚綴りになっております。）

送付先、お問い合わせは 京都府理学療法士会事務局  
京都大学医学部付属病院理学療法士部まで  
TEL：075 - 751 - 3571 FAX：075 - 751 - 3308

会費は年間会費制ですので、早期に入会手続きを済まされる様お勧めします。  
なお、新卒者の入会に限り、会費が大幅に割引きとなる特典制度があります。

## 新卒入会費

入会金：¥5,000－ 年会費：¥13,000－ 合計：¥18,000－

## 一般入会費

入会金：¥5,000－ 年会費：¥19,000－ 合計：¥24,000－

現在、入会金は年度当初の新人研修会にて納入して頂く事になっております。  
（同時に入会申し込み用紙も記載の上、提出して頂きます。）

研修会に参加出来なかった方は、下記の口座に入金をお願い致します。

## < 銀行振込み >

三菱東京UFJ銀行 西陣支店 普通預金：3740054 名義：京都理学療法士会

## < 郵便振替 >

口座番号：01090-6-42632 加入者名：京都理学療法士会

入会と同時に、会員証（クレジット機能付）の申し込みも行なって頂き、次年度からの会費はクレジットでの引き落としとなります。

会費に関するお問い合わせ、ご連絡は 京都府理学療法士会財務部  
西陣病院：荻谷康之まで  
TEL：075-461-8800 FAX：075-461-5514

ご入金されれば、自動的に協会、京都府士会双方に入会となります。  
また、申し込み用紙を送付されても、会費の振込みがなされない限り、入会手続きは行なわれません。

京都府理学療法士会 事務局